

計画作成年度	2017(平成29)年度
計画主体	広島県福山市

福山市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名
所 在 地
電 話 番 号
F A X 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

福山市経済環境局農林水産部農林水産課
広島県福山市東桜町3番5号
084-928-1033
084-927-7021
nourin-suisan@city.fukuyama.hiroshima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ, シカ, サル, ヌートリア, アライグマ, カラス, カワウ
計画期間	2017(平成29)年度～2019(平成31)年度
対象地域	広島県福山市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の状況【2015(平成27)年度】

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	1,954 千円 198 a
	いも類	994 千円 44 a
	豆類(大豆)	22 千円 16 a
	野菜(かぼちゃ, なす ほか)	3,122 千円 69 a
	果樹(かき, みかん ほか)	912 千円 39 a
	花き	123 千円 0 a
	その他(たけのこ ほか)	201 千円 11 a
シカ	豆類(大豆)	0 千円 0 a
サル	野菜(かぼちゃ)	131 千円 15 a
ヌートリア	水稲	54 千円 6 a
アライグマ	被害あり	把握していないものの実態はある
カラス	豆類(大豆)	1 千円 1 a
	野菜(さやえんどう, すいか)	208 千円 3 a
	果樹(びわ, すもも, いちじく)	72 千円 1 a
カワウ	水産物被害あり	把握していないものの実態はある

(2) 被害の傾向

福山市では、耕作放棄地の増加や里山の荒廃の進行などにより、イノシシ、サルなどが人の生活圏域へ侵入し、全市域で被害が拡大している。本市においては、市民から寄せられた被害届と、農業共済組合からの水稲、果樹を中心とした農作物被害の報告により被害状況を把握している。

①イノシシ (被害時期: 周年)

市内全域で年間を通して出没し、水稲、野菜等の農作物被害や農業用施設等への掘り起こしによる被害が発生している。さらに、市街地への出没頻度も増加しており、人的被害が懸念される。

②シカ (被害時期: 生育期・収穫期)

北部で農作物被害が発生し、目撃情報や捕獲実績が寄せられていたが、西部地域で捕獲されたことから、生息域の拡大が懸念される。

③サル (被害時期: 周年)

北部で野菜等の農作物被害が発生している。また、単独個体の住宅地への出没による市民への生活環境被害が発生しており、東部・西部・南部地域においても目撃されていることから、生息域の拡大が懸念される。

④ヌートリア (被害時期: 周年)

市内のほぼ全域で水稲、野菜などの農作物被害や水路、畦畔の掘り返しによる被害が発生している。また、繁殖力が強いことから農作物被害の増加が予想される。

⑧アライグマ (被害時期: 周年)

南部で捕獲実績があり、果樹等の農作物被害や民家への侵入等の生活被害が発生している。また、繁殖力が強いことから農作物被害の増加が予想される。

⑤カラス (被害時期: 収穫期)

市内の随所に生息しており、野菜や果樹などの農作物被害が発生している。

⑥カワウ (被害時期: 周年)

芦田川流域で捕食による水産資源が減少する被害や、市内沿岸域で放流稚魚が捕食されることによる栽培漁業に被害が発生している。また、市内数か所にコロニーやねぐらが確認されており、今後、水産被害の増加が予想される。

(3) 被害の軽減目標

指標(被害金額)	現状値		目標値	
	【2015(平成27)年度】		【2019(平成31)年度】	
イノシシ	7,327 千円	377 a	6,310 千円	377 a
シカ	0 千円	0 a	— 千円	— a
サル	131 千円	15 a	110 千円	4 a
ヌートリア	54 千円	6 a	54 千円	6 a
アライグマ	— 千円	— a	— 千円	— a
カラス	281 千円	5 a	170 千円	2 a
カワウ	— 千円	— a	— 千円	— a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>市内の各猟友会長の推薦を受けた者で7つの捕獲班を編成し、捕獲を実施している。市は、捕獲班に対し出動報償金や捕獲個体の買上金を支給している。</p> <p>鳥獣被害防止総合対策交付金事業(国交付金事業)によりイノシシ捕獲用箱わなを購入し、捕獲班による捕獲活動に使用している。</p> <p>イノシシ捕獲用箱わなの購入・設置に取り組む団体に対して、資材費を補助している。(市補助)</p> <p>新規で、狩猟免許の取得及び猟銃所持の許可申請を行う者に対し、免許等取得費用を補助している。(市補助)</p> <p>狩猟期間外において、農作物被害又は生活被害を受けている場合、狩猟免許所持者の申請により捕獲の許可を行っている。</p> <p>小動物用箱わなの貸し出しを行い、農作物被害の負担軽減を図っている。</p> <p>アライグマ及びヌートリアについては、特定外来生物防除計画に基づき、講習会を開催し、受講者が防除従事者として年間を通して捕獲できる体制をとっている。</p>	<p>捕獲班員の高齢化による捕獲班員の減少が懸念され、捕獲の担い手の確保・育成が必要である。</p> <p>銃器による捕獲が制限されている市街地への出没が増加している。</p>
防護柵の設置等に関する取組み	<p>鳥獣被害防止総合対策交付金事業(国交付金事業)によりイノシシ用防護柵を購入し、防護柵の設置・管理は地域協議会が行っている。</p> <p>イノシシ用防護柵の設置に取り組む団体に対して、資材費を補助している。(市補助)</p> <p>鳥獣が近づきにくい環境づくりに取り組む団体に対して、活動費用を補助している。(市補助)</p>	<p>農家が個々に行う対策では効果が十分でないため、大規模柵の設置を推進しているが、過疎化・高齢化や耕作放棄地の拡大により、地域でまとまって防護柵を設置することや維持管理をすることが困難な地域が増加している。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>(有害捕獲) ●「捕獲」</p> <p>① 捕獲班による捕獲について、活動区域が隣接する市内捕獲班間や隣接する他市町と連携し、市境区域において円滑に活動できる体制をとっている。</p> <p>② イノシシ用の箱わな設置補助事業(国交付金事業及び市補助)を継続する。</p> <p>③ 狩猟免許取得費等の補助を継続し、新たな捕獲者の確保を図る。</p> <p>④ 小動物捕獲用箱わなの貸し出しを継続する。</p> <p>⑤ 特定外来生物であるヌートリア及びアライグマについては、国の確認を受けた防除実施計画に基づき防除講習会を開催し、生態等の知識や捕獲技術の向上を図り、捕獲の推進を継続する。</p> <p>(被害防除) ●「侵入防止」</p> <p>① イノシシ用の防護柵設置補助事業(国交付金事業及び市補助)を継続する。</p> <p>(生息環境管理) ●「寄せ付けない地域づくり」</p> <p>① 地域ぐるみで鳥獣被害対策に取り組む地域団体を支援する市補助を継続する。</p> <p>② 鳥獣対策の専門家等を招いた講演会の開催を継続し、被害防止の啓発と対策等の知識普及の推進を図る。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲班 市長は鳥獣被害防止計画及び有害鳥獣捕獲実施計画に基づき、市内猟友会から推薦された猟友会員で構成された捕獲班へ捕獲許可と捕獲指示を行う。 ・鳥獣被害対策実施隊 市職員により組織されている。鳥獣被害防止対策に関する専門的な助言を行う。 ・特定外来生物防除従事者 市は特定外来生物防除の講習会を開催し、受講者が年間通してアライグマ及びヌートリアの捕獲を行う体制をとる。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2017(平成29)年度	全般	有害鳥獣捕獲班による捕獲を実施する。 隣接する市内外の捕獲班との活動区域周辺の合同捕獲を促進する。 新規で、狩猟免許の取得及び猟銃所持の許可申請を行う者に対し、免許等取得費用を補助している。(市補助) 狩猟期間外において、狩猟免許所持者の申請により捕獲の許可を行う。 小動物用箱わなの貸し出しを行う。
	イノシシ	捕獲班の銃器及びわなによる捕獲体制を推進する。 市補助によりイノシシ捕獲用箱わなの購入・設置に取り組む団体に対して、資材費を補助する。
	シカ, サル, カラス, カワウ	被害状況に応じて有害鳥獣捕獲を実施する。
	アライグマ, ヌートリア	国の確認を受けた特定外来生物の防除実施計画に基づき、講習会を開催し、受講者が防除従事者として年間を通して箱わなによる捕獲を推進する。
2018(平成30)年度	同上	同上
2019(平成31)年度	同上	同上

(3)対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>広島県鳥獣保護管理事業計画及び特定鳥獣保護管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。具体的には、被害発生予察に基づき、年間捕獲計画を策定する。</p> <p>イノシシ 市内全域で年間を通して農作物被害に加え、住宅地等への出没も増加しており、出没時の緊急性や被害の状況に応じて有害鳥獣捕獲を実施する。</p> <p>シカ 目撃情報、被害状況等に応じて有害鳥獣捕獲を実施する。</p> <p>サル 被害は一部地域に限られているが、出没時の緊急性や被害の状況に応じて有害鳥獣捕獲を実施する。</p> <p>アライグマ、ヌートリア 外来生物法により「特定外来生物」に指定されており、完全排除を図るため有害鳥獣捕獲と合わせて特定外来生物の防除計画による防除を推進する。</p> <p>カラス 市内の随所に生息しており、継続して有害鳥獣捕獲を実施する。</p> <p>カワウ 市内の数か所にコロニーやねぐらが確認されており、今後も被害状況に応じて有害鳥獣捕獲を実施する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(平成31)年度
イノシシ	1,600	1,600	1,600
シカ	35	35	35
サル	65	65	65
ヌートリア	50	50	50
アライグマ	40	40	40
カラス	1,000	1,000	1,000
カワウ	170	170	170

捕獲等の取組内容
<p>全般 市内全域において、有害鳥獣捕獲班における銃器及びわなでの捕獲を実施し、農林水産被害の防止に努める。 国交付金事業を活用して箱わなを捕獲班に配備し、効果的な捕獲を実施する。</p> <p>イノシシ・シカ 被害状況に応じて、銃器、箱わな及びくりわなでの捕獲を実施する。イノシシについては、鳥獣保護区の一部において年間を通じて捕獲を実施する。</p> <p>サル 年間を通じて捕獲活動を実施する。</p> <p>ヌートリア・アライグマ 有害鳥獣捕獲と合わせて、特定外来生物防除実施計画に基づく防除従事者による箱わなによる捕獲を年間を通じて実施する。</p>

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
福山市	捕獲許可権限の委譲済み

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	内容	整備内容		
		2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(平成31)年度
イノシシ	電気柵	4,000m	4,000m	4,000m
	ワイヤーメッシュ柵	6,000m	6,000m	6,000m

(2)その他被害防止に関する取組

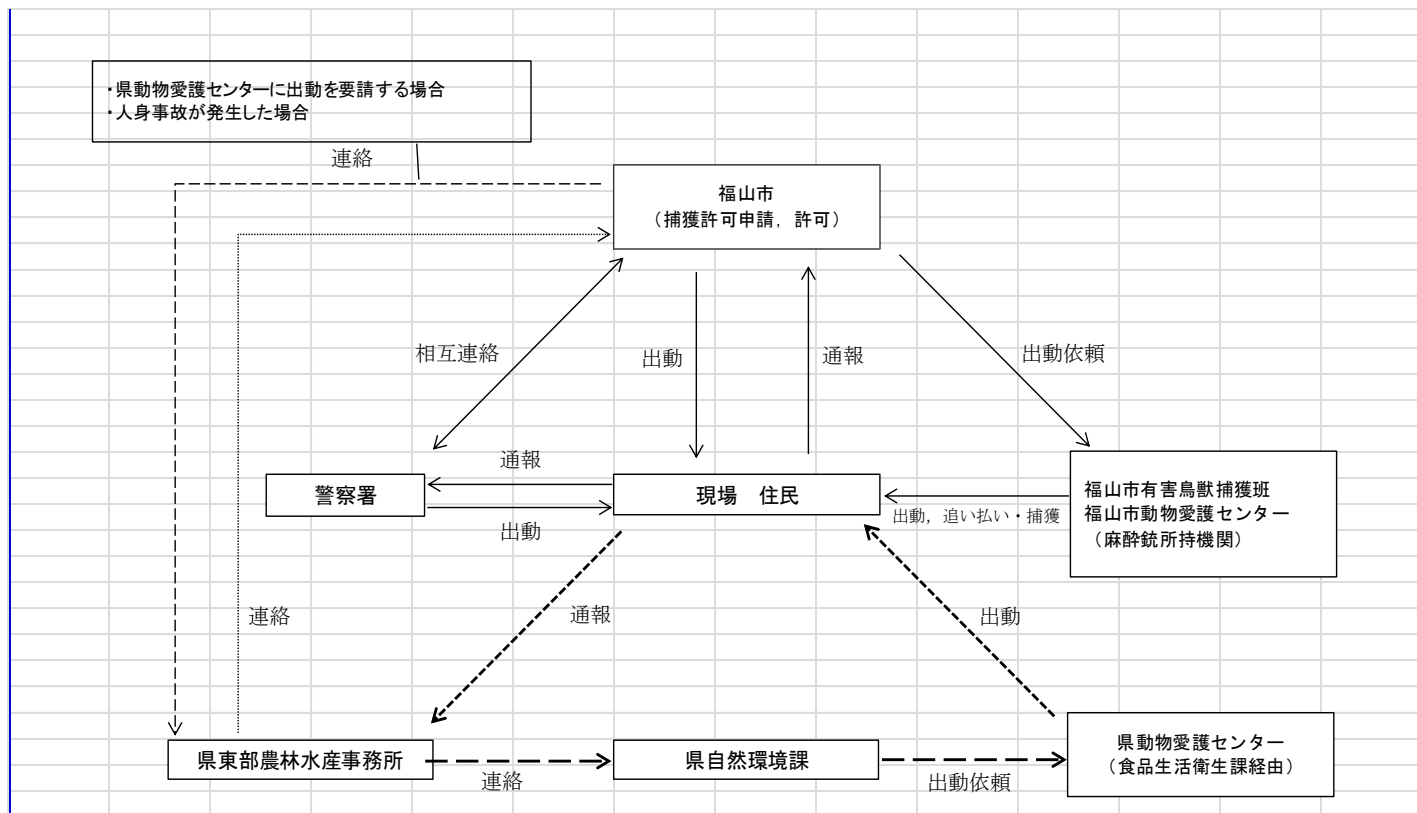
年度	対象鳥獣	取組内容
2017(平成29)年度	イノシシ, シカ, サル, ヌートリア, アライグマ, カラス, カワウ	地域ぐるみで取組む団体に対し, 鳥獣被害対策(バッファゾーンの整備, 里地里山整備, 追い払い, 放置果樹の伐採等)の補助事業を行う。(市補助)
2018(平成30)年度	同上	同上
2019(平成31)年度	同上	同上

5. 対象鳥獣による住民の生命, 身体又は財産に係る被害が生じ, 又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
福山市農林水産部農林水産課	住民の安全確保, 関係機関への連絡調整, 捕獲班への出動依頼, 捕獲許可, 市動物愛護センターによる麻酔銃の使用による放獣等を行う。
福山市有害鳥獣捕獲班	福山市からの出動依頼により捕獲・追い払いを行う。
広島県警察	福山市へ連絡し, 住民の安全確保に努める。 不測の事態が生じて, 警職法第4条第1項の措置が必要である場合の対応を行う。
広島県東部農林水産事務所林務課	捕獲に関する助言・指導を行う。

(2)緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	福山市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
福山市農林水産部農林水産課 (事務局)	協議会に関する連絡調整及び有害鳥獣関連の情報提供
関係農業協同組合(福山市農業協同組合)	有害鳥獣被害防止関連情報の収集及び調査, 事業の推進
関係漁業協同組合 (福山市芦田川漁業協同組合, 福山地区水産振興対策協議会)	有害鳥獣被害防止関連情報の収集及び調査, 事業の推進
関係森林組合(広島県東部森林組合)	有害鳥獣被害防止関連情報の収集及び調査, 事業の推進
福山市有害鳥獣捕獲班(7捕獲班)	捕獲の実施
広島県東部農林水産事務所農村振興課	鳥獣被害防止特措法関係情報提供・交付金事務等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福山市有害鳥獣対策協議会	鳥獣被害対策の計画立案
広島県環境県民局自然環境課	鳥獣保護管理法関係情報提供等
広島県農林水産局農業技術課	鳥獣被害防止特措法関係情報提供等
広島県東部農林水産事務所林務課	鳥獣保護管理法関係情報提供等
広島県東部農業技術指導所	鳥獣被害防止関係の技術指導等
広島県警察	銃刀法関係情報提供等
農業共済組合福山支所	有害鳥獣被害状況関連の情報提供
尾道市, 府中市, 神石高原町	有害鳥獣の情報交換及び連携

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

福山市鳥獣被害対策実施隊は市職員が指名を受け, 捕獲, 防護柵, 環境整備等の普及啓発に取り組む。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣捕獲後の処理については, 原則持ち帰るか, 市清掃工場への持ち込み又は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋没する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する基本的な考え方, 流通販売方針, 推進体制等の整備に至っていない。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし